

笑顔あふれる やさしいまち



第3次 永平寺町地域福祉計画

2020年～2025年



令和2年3月

ごあいさつ

～ 笑顔あふれるやさしいまちづくりをめざして ～

近年、超高齢社会や核家族化、個人の価値観や生活形態の多様化、長引く不況など様々な要因から、地域の住民同士のつながりが希薄になってきているといわれています。

これらの社会背景により、ひとり暮らし高齢者の地域からの孤立や老々介護、8050問題、障がいのある方の親亡き後の暮らしの不安など、新しい課題の発生や課題そのものの複雑化・多様化を招いています。



さらに、大きな災害が全国で頻発しており、災害時における安否確認や避難行動要支援者に対する避難支援体制づくりも重要な課題となっています。

このような変化し続ける状況においては、身近なつながりや地域で支えあうことが暮らしの基盤として不可欠です。誰もが地域の中で居場所と役割を持つことで、地域のつながりが生まれ、安心して暮らすための支えとなります。そして、次の誰かの支えに結びつく好循環のしくみづくりとなります。

このたび策定いたしました「第3次永平寺町地域福祉計画」では、これまで培われてきた基盤をもとに、将来の社会情勢の変化の中でも、すべての町民が思いやりの心を持って、ともに支えあう地域共生社会の実現に向けて、基本理念を「笑顔あふれるやさしいまち」としました。

自分らしくいつまでも元気で暮らしたい。これはすべての人の願いです。

今後、本計画に基づき、まちづくりの強みである「町民力」「互近助のつながり」を活かして、関係機関の皆さまと、分野を超えて相互に連携を図りながら取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました永平寺町地域福祉計画策定委員会の皆さまをはじめ、アンケート調査や意見交換会を通じてご意見、ご提案をいただきました町民の皆さま、ならびに関係各位に心からお礼申し上げますとともに、地域の福祉力強化にまい進してまいります。

令和2年3月

永平寺町長 河合 永亮

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 地域福祉計画について.....	2
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	7
1 人口などの推移.....	8
2 アンケート調査結果からみる地域福祉に関する住民意識.....	13
3 意見交換会まとめ.....	20
4 現状からみる新たな地域福祉課題への対応.....	22
第3章 計画の基本的な考え方.....	23
1 計画の基本理念（めざす地域福祉の姿）.....	24
2 計画の基本目標.....	25
3 計画の重点項目（新たな地域福祉施策への対応）.....	27
4 計画の体系.....	28
第4章 施策の展開.....	29
基本目標1 互近助のつながり・交流が活発なまちづくり.....	30
基本目標2 地域の福祉力強化に向けたたしくみづくり.....	33
基本目標3 安全で安心して生活ができるまちづくり.....	39
第5章 計画の推進に向けて.....	43
1 計画の推進にあたって.....	44
2 計画の評価・検証について.....	45
資料編.....	47

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉計画について

(1) 地域福祉とは

「福祉」とは、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉のような、特定の誰かだけでなく、みんなが幸せになれるように取り組む活動やしくみのことです。今日では、「行政・ボランティアなどによる公的扶助やサービスの提供」と捉えられることが多くなっています。

一方、「地域福祉」とは、地域で助けを必要としている人を支えあい、「住み慣れた地域でみんなが安心して暮らせるよう、町民が主役で進める取り組み」のことをいいます。

様々な人々が暮らしている地域の中では、悩みごとや困りごとなどの課題も多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、町民同士のちょっとした気づきや手助けで解決できることもあります。

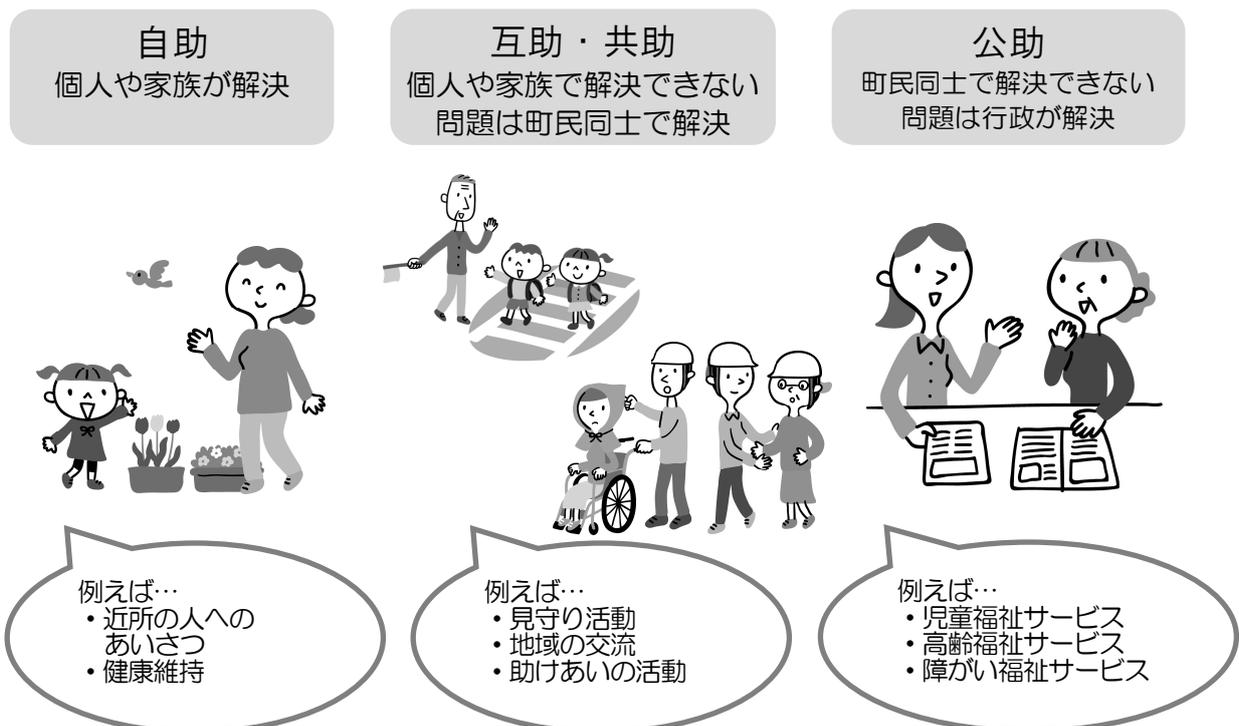
そのため、町民と行政などが役割分担をし、町民同士のつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係やしくみをつくっていくことが大切です。

(2) 地域福祉を進める重要な視点

地域福祉を進めるうえで、まずは個人や家族で解決できることに取り組む「自助」、個人や家族で解決できない問題は町民同士で解決する「互助・共助」、町民同士で解決できない問題は行政が解決する「公助」という3つの視点が重要となってきます。

町民のボランティアパワーと、関係団体の活動、公的サービスとの連携のもとで、「自助」「互助・共助」「公助」を組み合わせ、協働で課題解決に取り組むことが必要です。

■自助、互助・共助、公助のイメージ

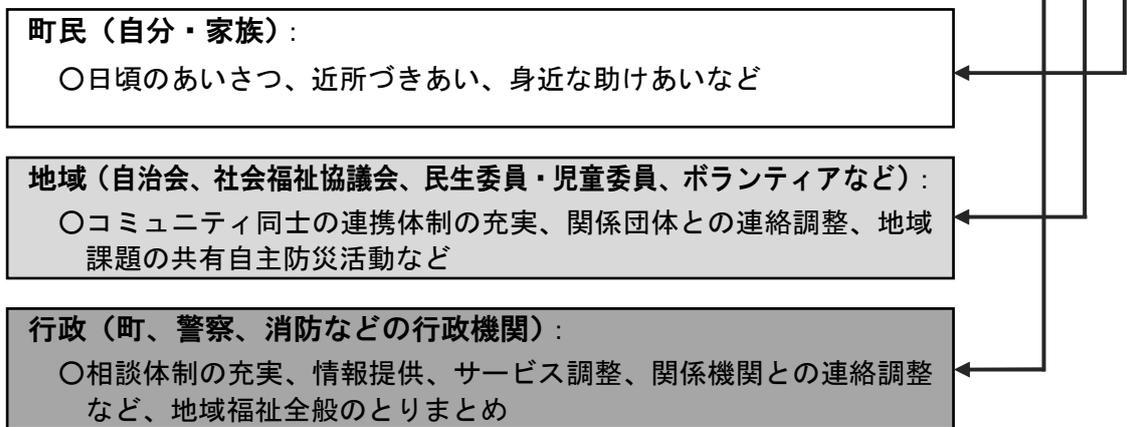


■地域の範囲

隣近所や自治会など、町民に最も身近な活動から全町的な取り組みまで、取り組み内容によって活動の範囲を変えるなど、福祉の支援を必要とする人を重層的に支えることができる地域づくりをめざします。



■階層ごとに期待される役割



2 計画の位置づけ

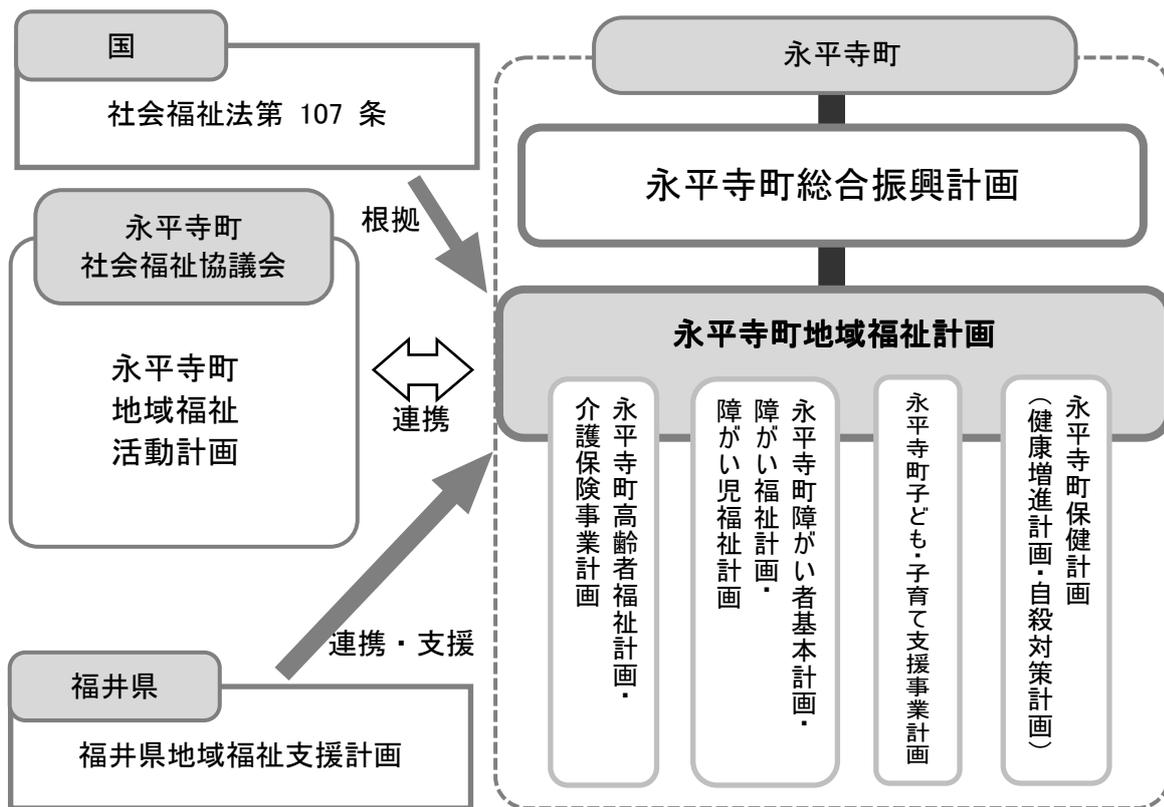
(1) 法令などの根拠

「第3次永平寺町地域福祉計画」(以下、「本計画」という。)は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や、推進に向けた基本的な方向を定める行政の計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は、「第二次永平寺町総合振興計画」に基づき、「永平寺町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「永平寺町障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」「永平寺町子ども・子育て支援事業計画」「永平寺町保健計画(健康増進計画・自殺対策計画)」などの各福祉計画の上位計画とし、関係計画と考え方などの整合性を図りながら推進します。

また、永平寺町社会福祉協議会が策定する「永平寺町地域福祉活動計画」との連携に努めるとともに、福井県が策定した「福井県地域福祉支援計画」などと整合性を図り策定します。



(3) 地域福祉圏域の考え方

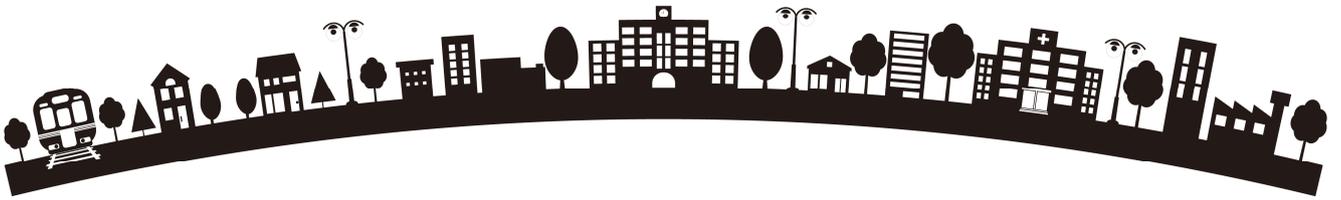
本計画の地域福祉圏域は、普段の暮らしで行動する範囲において日常生活を送るうえで必要な施設が充足されていること、また、地域の状況に応じて柔軟に対応できる区域でなければならないことから、おおむね小学校区域を単位とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間とし、必要に応じて見直しを行います。

	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	
永平寺町 総合振興計画	前期基本計画		後期基本計画					
永平寺町 地域福祉計画			本計画		第3次		第4次	
永平寺町 地域福祉活動計画 (永平寺町社会福祉協議会)			第2次					

笑顏



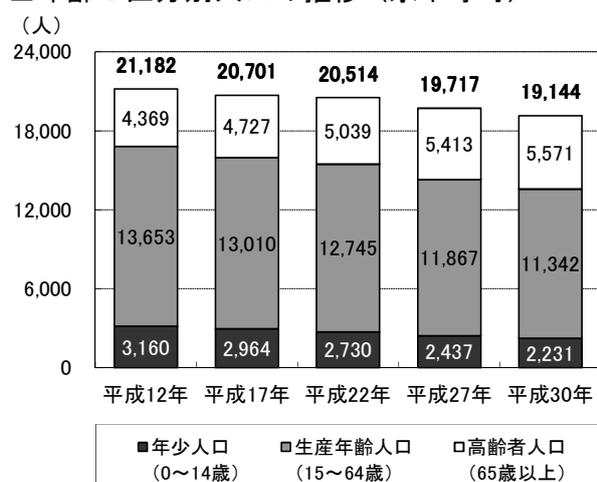
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口などの推移

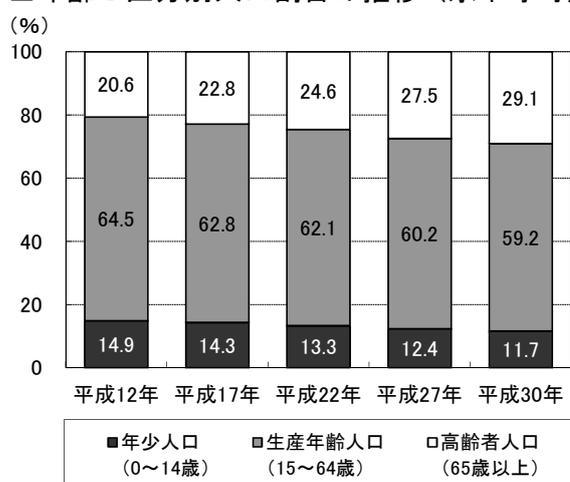
(1) 少子高齢化の進行

本町の総人口は、平成 12 (2000) 年をピークに減少し、平成 27 (2015) 年時点では 2 万人を割り込み、平成 30 (2018) 年で 19,144 人となっています。年齢 3 区分別人口割合の推移をみると、年少人口 (0~14 歳)、生産年齢人口 (15~64 歳) は総人口の推移同様、平成 12 (2000) 年をピークに減少していますが、高齢者人口 (65 歳以上) は増加が続いており、平成 30 (2018) 年には年少人口が 11.7%、生産年齢人口が 59.2%、高齢者人口が 29.1%と少子高齢化が進行しています。

■ 年齢 3 区分別人口の推移 (永平寺町)



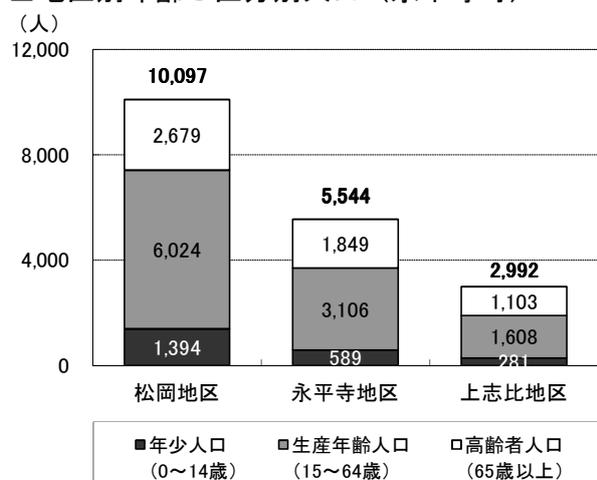
■ 年齢 3 区分別人口割合の推移 (永平寺町)



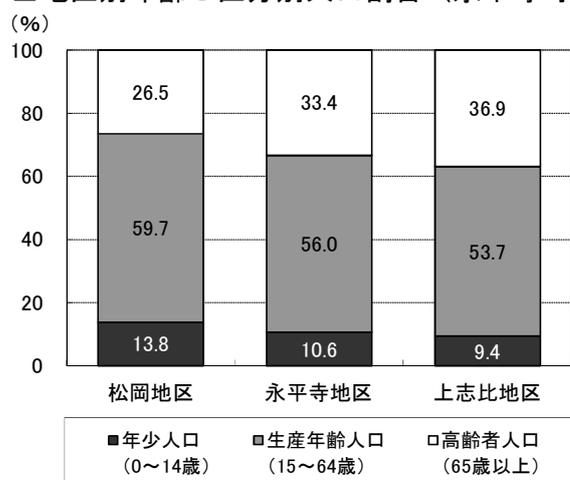
資料：国勢調査、平成 30 年のみ福井県の推計人口 (平成 30 年 10 月 1 日現在)

また、地区別に年齢 3 区分別人口割合をみると、松岡地区を除く 2 地区の高齢者人口は 30% を超えており、永平寺地区・上志比地区の高齢化が進んでいるといえます。

■ 地区別年齢 3 区分別人口 (永平寺町)



■ 地区別年齢 3 区分別人口割合 (永平寺町)



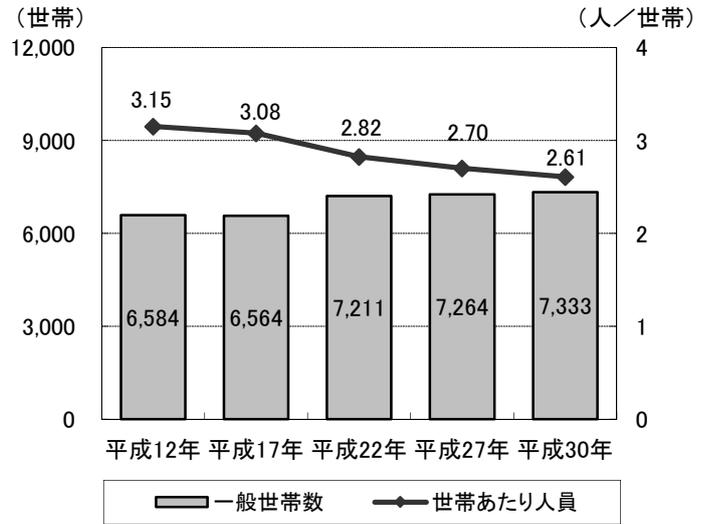
資料：住民基本台帳 (平成 31 年 1 月 1 日現在)

(2) 家族形態の変化

一般世帯数は増加傾向にあります。世帯あたり人員は平成12(2000)年には3.15人でしたが、年々減少し、平成30(2018)年には2.61人となっています。

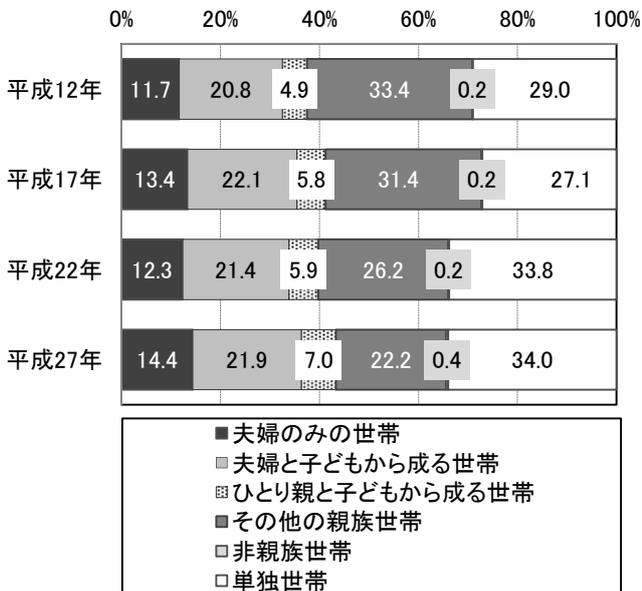
世帯の家族類型をみると、3世代世帯を含むその他の親族世帯が減少しており、夫婦のみの世帯・単独世帯などが増加しています。平成27(2015)年では単独世帯が永平寺町で34.0%、福井県で26.4%と最も高くなっています。

■世帯あたり人員の推移（永平寺町）

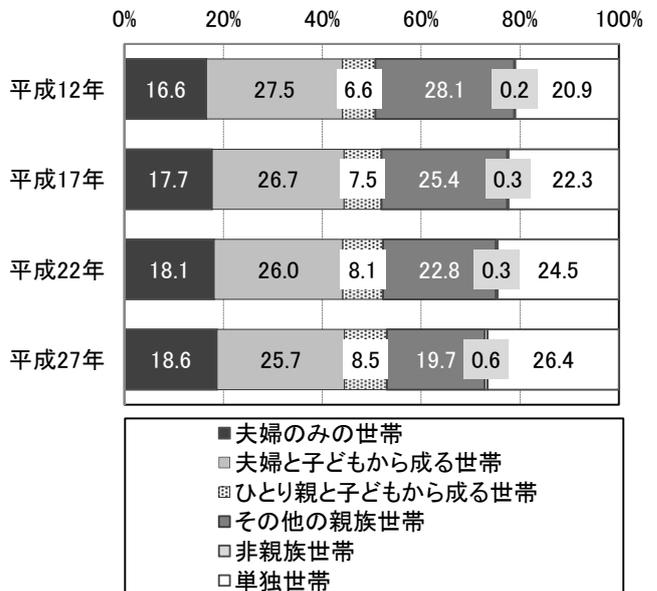


資料：国勢調査、平成30年のみ福井県の推計人口
(平成30年10月1日現在)

■世帯の家族類型の推移（永平寺町）



■世帯の家族類型の推移（福井県）

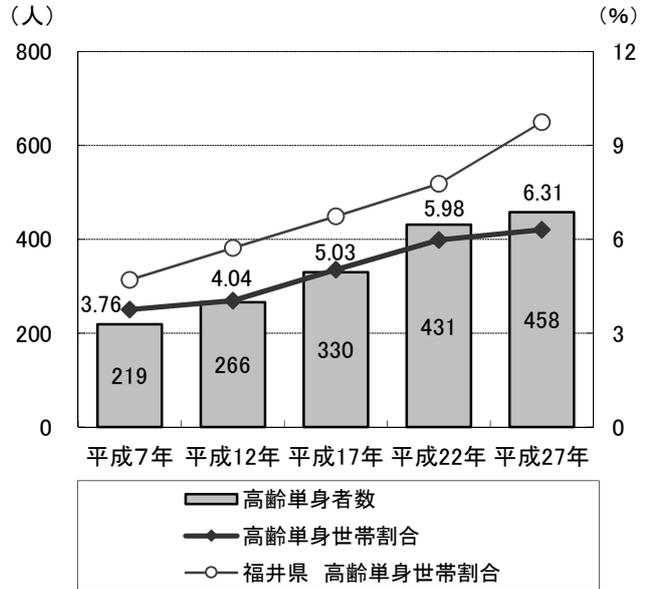


資料：国勢調査福井県独自集計

(3) 高齢者単身世帯の増加

高齢単身者数をみると、年々増加しており、一般世帯に占める割合も増加しています。町全体でみると、福井県より低い値で推移しています。

■ 高齢単身者数の推移（永平寺町）

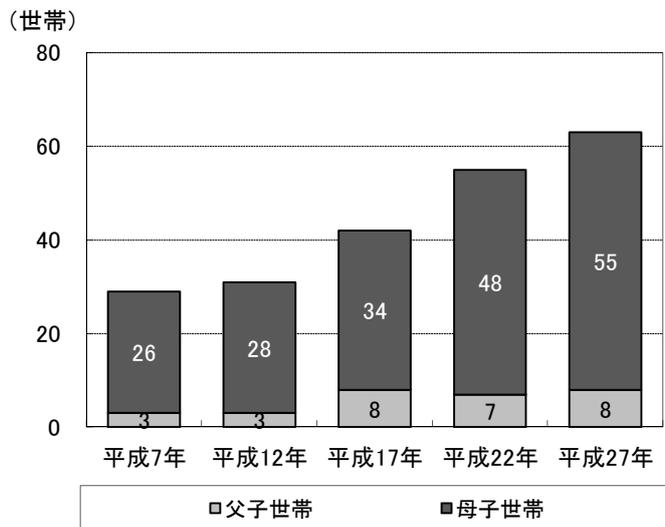


資料：国勢調査福井県独自集計（値は永平寺町）

(4) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、平成27(2015)年には父子家庭が8世帯、母子家庭は55世帯となり、特に母子家庭世帯の増加が顕著となっています。

■ 父子家庭、母子家庭の推移（永平寺町）

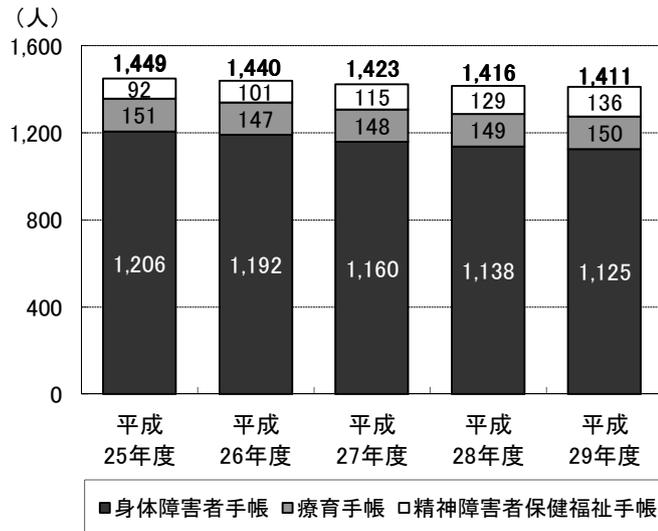


資料：国勢調査福井県独自集計

(5) 障がいのある人の状況

障害者手帳の交付数をみると、身体障害者手帳は減少していますが、精神障害者保健福祉手帳は平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度にかけて約 1.5 倍、44 人の増加となっています。

■障害者手帳交付数の推移（永平寺町）



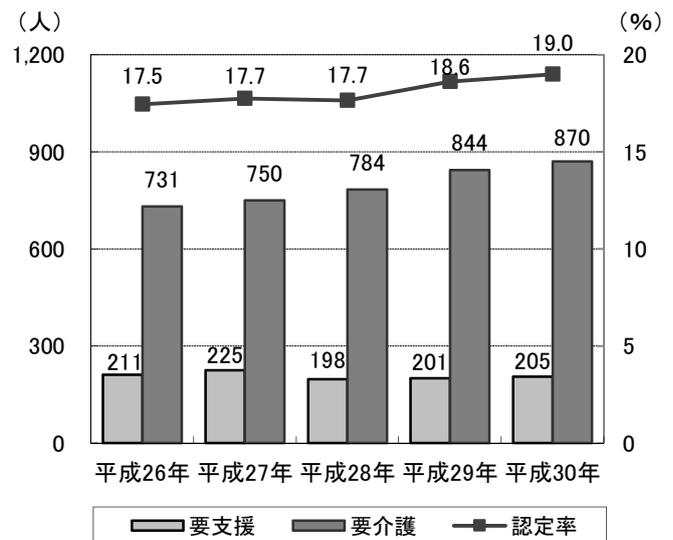
資料：福祉保健課

(6) 要介護認定者の状況

介護保険制度スタート以来、要介護認定者（要支援認定者を含む。以下同じ）は増加の一途をたどっており、平成 30（2018）年9月末の要支援認定者数は 205 人、要介護認定者数は 870 人となっています。

また、認定率もおおむね増加傾向で推移しており、平成 29（2017）年以降は 18%を超えています。

■要介護認定者、認定率の推移（永平寺町）

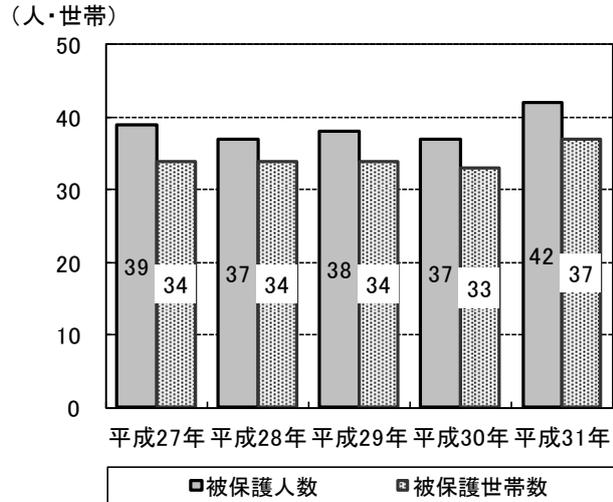


資料：介護保険事業報告（月報、各9月末）

(7) 生活保護の状況

生活保護の受給状況は、被保護世帯、被保護人員ともに、平成 27（2015）年から平成 30（2018）年まではおおむね横ばいで推移していましたが、平成 31（2019）年に増加しています。

■生活保護の受給状況の推移（永平寺町）



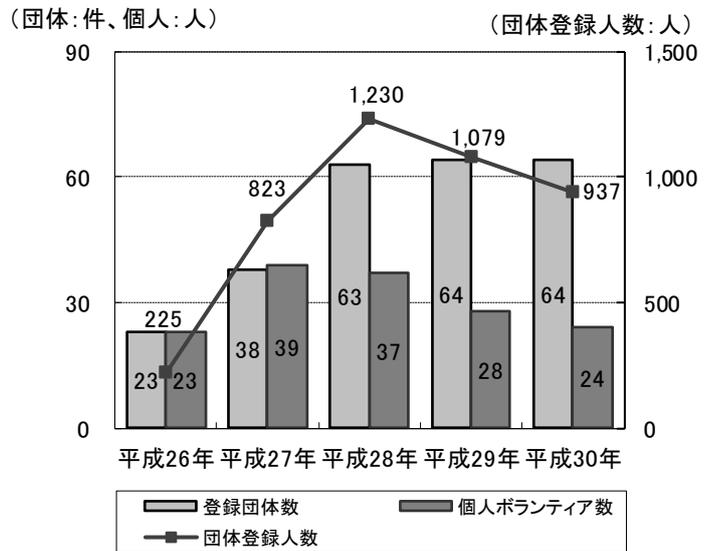
資料：福祉保健課（毎年 4 月 1 日現在）

(8) ボランティアの状況

ボランティアセンターに登録している団体は、平成 26（2014）年以降、増加傾向で推移しています。

また、平成 28（2016）年以降、配食サービスをする民生委員児童委員協議会を団体ボランティアから除いて集計しているため、個人ボランティア数や団体登録人数が減少しています。

■ボランティアセンターへの登録状況の推移（永平寺町）



資料：永平寺町ボランティアセンター運営委員会（各年 3 月末現在）

2 アンケート調査結果からみる地域福祉に関する住民意識

町民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聴きし、計画策定の基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

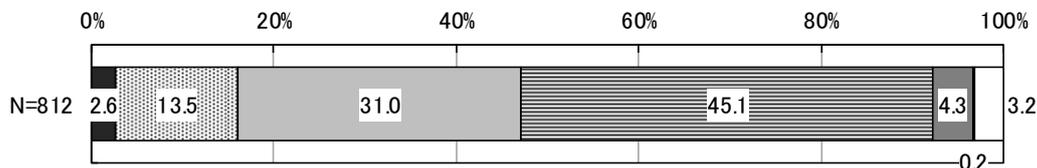
調査対象者 : 永平寺町在住の18歳以上の町民
対象数 : 2,000人
調査機関 : 令和元年9月24日～10月7日
調査方法 : 郵送による発送・回収
回収状況 : 812件（有効回収率40.6%）

（1）近所づきあいについて

隣近所とのつきあいについてみると、「顔を合わせると、あいさつをする程度のつきあいである」が45.1%と最も高く、次いで「外で会うと世間話や情報交換など、よく立ち話をする程度のつきあいである」が31.0%となっています。

また、年代別にみると、年代が高くなるにつれ、親密なつきあいとなっていることがうかがえます。

■近所づきあいについて



- お茶のみや手助けなど家族同様に、頻繁に家の中まで行き来している
- ▣ 玄関先での簡単な頼みごとや、ものの貸し借りなど気軽に助けあっている
- 外で会うと世間話や情報交換など、よく立ち話をする程度のつきあいである
- ▣ 顔を合わせると、あいさつをする程度のつきあいである
- 顔もわからず、ほとんどつきあいがない
- ▣ その他
- 不明・無回答

■近所づきあいについて（クロス集計）

上段:件数 下段:%		合計	お茶のみや 手助けなど 家族同様に、頻繁に 家の中まで 行き来して いる	玄関先での 簡単な頼み ごとや、もの の貸し借り など気軽に 助けあって いる	外で会うと 世間話や情 報交換な ど、よく立ち 話をする程 度のつきあ いである	顔を合わせ ると、あいさ つをする程 度のつきあ いである	顔もわから ず、ほとん どつきあい がない	その他	不明・無回 答
全 体		812 100.0	21 2.6	110 13.5	252 31.0	366 45.1	35 4.3	2 0.2	26 3.2
性別	男性	334 100.0	- -	57 17.1	119 35.6	142 42.5	16 4.8	- -	- -
	女性	445 100.0	21 4.7	50 11.2	130 29.2	220 49.4	18 4.0	2 0.4	4 0.9
年代別	20歳未満	14 100.0	- -	- -	1 7.1	13 92.9	- -	- -	- -
	20歳代	70 100.0	1 1.4	2 2.9	10 14.3	39 55.7	16 22.9	1 1.4	1 1.4
	30歳代	90 100.0	- -	4 4.4	15 16.7	66 73.3	5 5.6	- -	- -
	40歳代	109 100.0	1 0.9	10 9.2	28 25.7	65 59.6	5 4.6	- -	- -
	50歳代	148 100.0	2 1.4	20 13.5	50 33.8	73 49.3	2 1.4	- -	1 0.7
	60歳代	176 100.0	4 2.3	30 17.0	85 48.3	54 30.7	3 1.7	- -	- -
	70歳以上	183 100.0	13 7.1	44 24.0	63 34.4	56 30.6	4 2.2	1 0.5	2 1.1

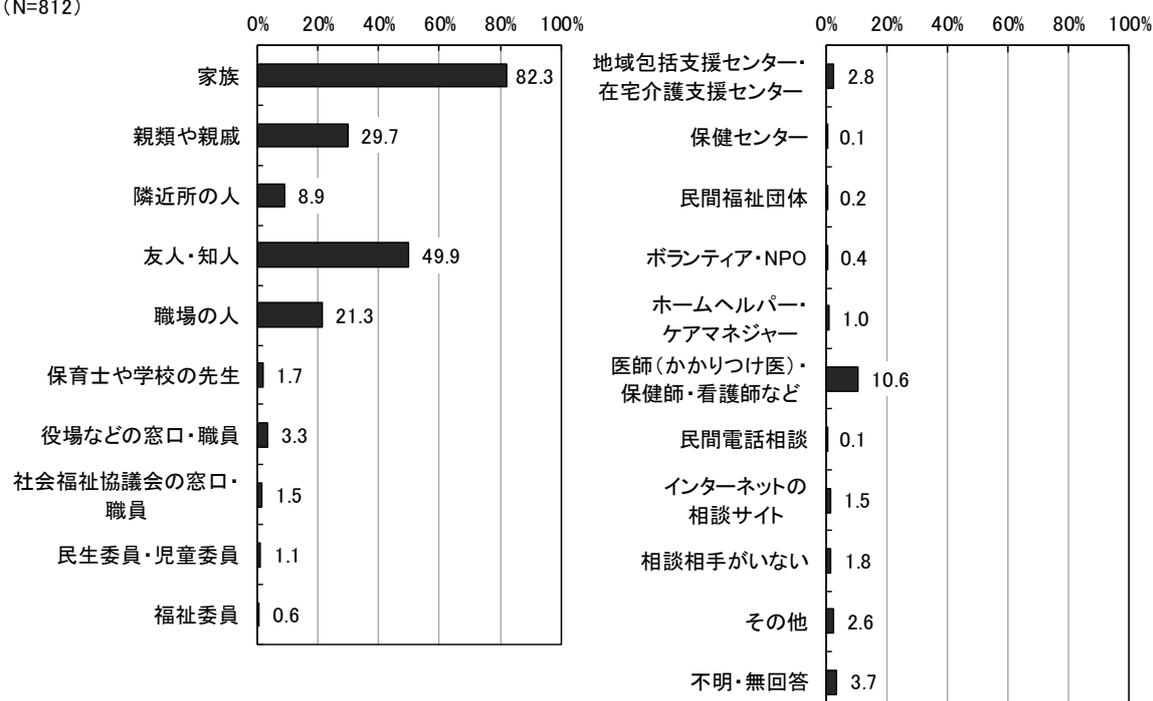
（2）相談相手について

困ったときや不安を感じたときの相談相手についてみると、「家族」が82.3%と最も高く、次いで「友人・知人」が49.9%となっています。

一方で、「隣近所の人」は8.9%となっており、「相談相手がいない」は1.8%となっています。また、年代別にみると、どの年代でも「家族」に相談する人が8割弱から9割強となっています。

■困ったときや不安を感じたときの相談相手について

(N=812)



■困ったときや不安を感じたときの相談相手について（クロス集計）

上段:件数 下段:%		合計	家族	親類や親戚	隣近所の人	友人・知人	職場の人	保育士や 学校の先生	役場などの 窓口・職員
全 体		812 100.0	668 82.3	241 29.7	72 8.9	405 49.9	173 21.3	14 1.7	27 3.3
性別	男性	334 100.0	273 81.7	100 29.9	36 10.8	144 43.1	61 18.3	2 0.6	18 5.4
	女性	445 100.0	386 86.7	137 30.8	35 7.9	257 57.8	109 24.5	12 2.7	9 2.0
年代別	20歳未満	14 100.0	12 85.7	-	-	11 78.6	-	4 28.6	-
	20歳代	70 100.0	60 85.7	5 7.1	1 1.4	54 77.1	20 28.6	3 4.3	-
	30歳代	90 100.0	83 92.2	23 25.6	3 3.3	68 75.6	31 34.4	4 4.4	1 1.1
	40歳代	109 100.0	96 88.1	22 20.2	4 3.7	63 57.8	54 49.5	3 2.8	4 3.7
	50歳代	148 100.0	130 87.8	63 42.6	10 6.8	66 44.6	43 29.1	-	8 5.4
	60歳代	176 100.0	145 82.4	71 40.3	25 14.2	83 47.2	22 12.5	-	6 3.4
	70歳以上	183 100.0	142 77.6	57 31.1	29 15.8	60 32.8	3 1.6	-	8 4.4

上段:件数 下段:%		合計	社会福祉協 議会の窓口・ 職員	民生委員・ 児童委員	福祉委員	地域包括支 援センター・ 在宅介護支 援センター	保健センター	民間福祉団 体	ボランティア・ NPO
全 体		812 100.0	12 1.5	9 1.1	5 0.6	23 2.8	1 0.1	2 0.2	3 0.4
性別	男性	334 100.0	7 2.1	4 1.2	2 0.6	12 3.6	1 0.3	1 0.3	2 0.6
	女性	445 100.0	5 1.1	5 1.1	2 0.4	11 2.5	-	1 0.2	1 0.2
年代別	20歳未満	14 100.0	-	-	-	-	-	-	-
	20歳代	70 100.0	-	-	1 1.4	-	-	-	-
	30歳代	90 100.0	1 1.1	-	-	-	-	-	-
	40歳代	109 100.0	1 0.9	1 0.9	-	1 0.9	-	-	1 0.9
	50歳代	148 100.0	3 2.0	1 0.7	-	2 1.4	-	1 0.7	-
	60歳代	176 100.0	1 0.6	3 1.7	-	8 4.5	-	-	-
	70歳以上	183 100.0	6 3.3	4 2.2	4 2.2	12 6.6	1 0.5	1 0.5	2 1.1

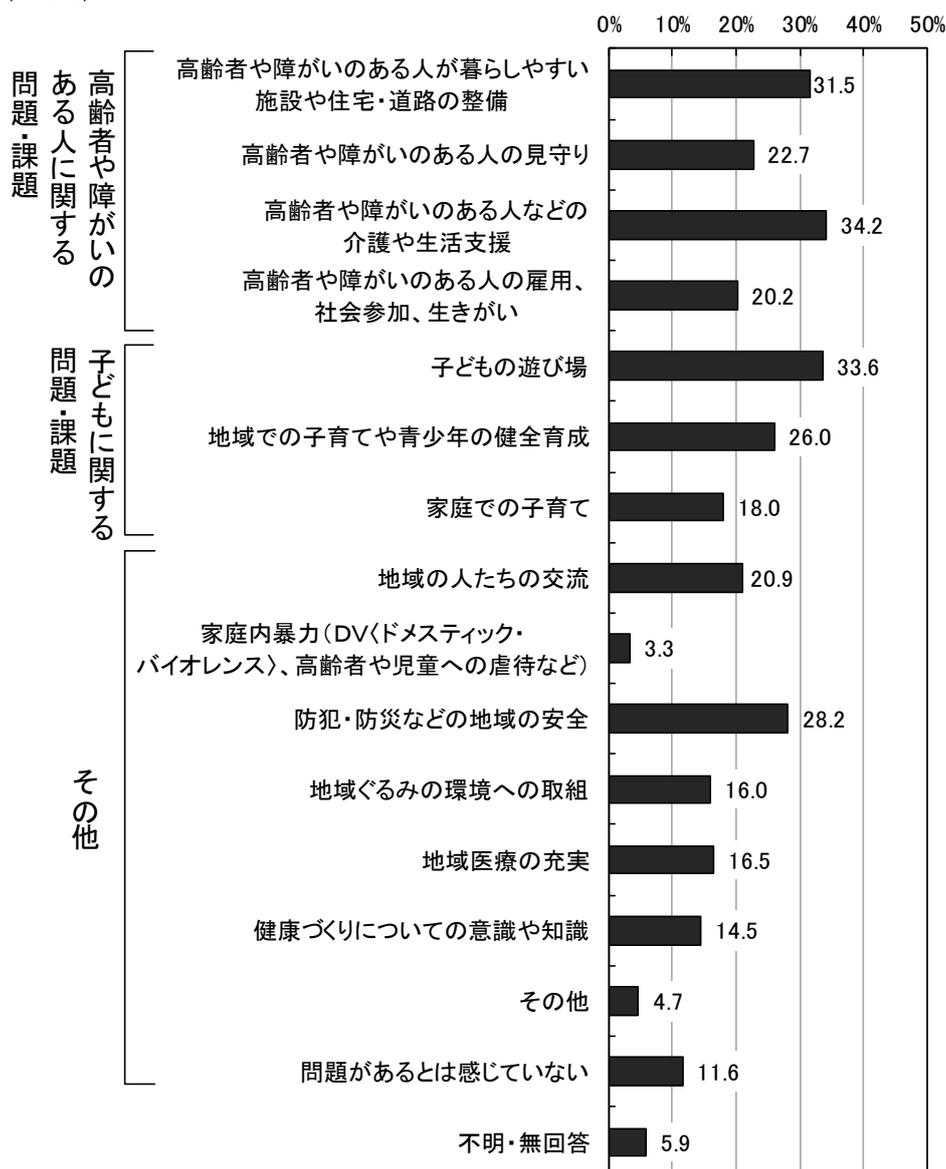
上段:件数 下段:%		合計	ホームヘル パー・ケアマ ネジャー	医師(かかり つけ医)・保 健師・看護師 など	民間電話相 談	インターネッ トの相談サイ ト	相談相手が いない	その他	不明・無回答
全 体		812 100.0	8 1.0	86 10.6	1 0.1	12 1.5	15 1.8	21 2.6	30 3.7
性別	男性	334 100.0	4 1.2	45 13.5	1 0.3	6 1.8	8 2.4	12 3.6	5 1.5
	女性	445 100.0	4 0.9	39 8.8	-	6 1.3	7 1.6	9 2.0	3 0.7
年代別	20歳未満	14 100.0	-	-	-	1 7.1	-	-	-
	20歳代	70 100.0	-	4 5.7	-	4 5.7	3 4.3	2 2.9	2 2.9
	30歳代	90 100.0	1 1.1	3 3.3	-	2 2.2	2 2.2	2 2.2	-
	40歳代	109 100.0	-	5 4.6	-	1 0.9	-	3 2.8	-
	50歳代	148 100.0	2 1.4	7 4.7	1 0.7	2 1.4	4 2.7	3 2.0	1 0.7
	60歳代	176 100.0	1 0.6	26 14.8	-	2 1.1	3 1.7	3 1.7	1 0.6
	70歳以上	183 100.0	4 2.2	41 22.4	-	-	3 1.6	8 4.4	4 2.2

(3) 地域の課題について

生活している地域の課題についてみると、「高齢者や障がいのある人などの介護や生活支援」が34.2%と最も高く、次いで「子どもの遊び場」が33.6%、「高齢者や障がいのある人が暮らしやすい施設や住宅・道路の整備」が31.5%となっています。

■生活している地域の課題について

(N=812)

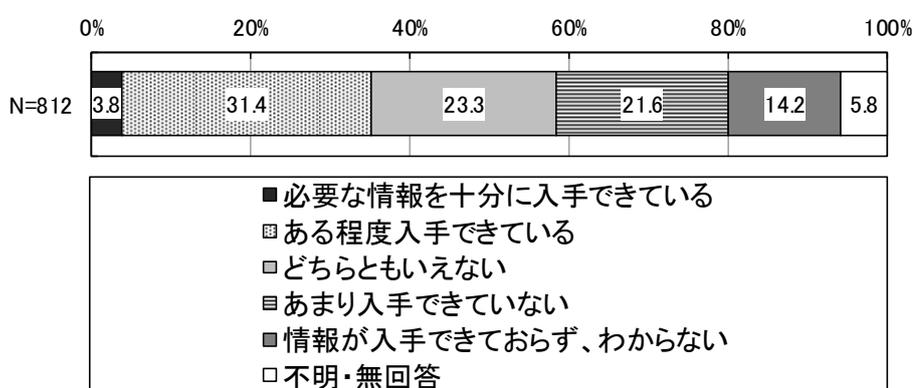


(4) 相談窓口や保健福祉サービスに関する情報の入手について

町の相談窓口や保健福祉サービスに関する情報の入手状況についてみると、「ある程度入手できている」が31.4%と最も高くなっています。一方で、「情報が入手できておらず、わからない」は14.2%となっています。

年代別にみると、年代が高くなるにつれ、「必要な情報を十分に入手できている」「ある程度入手できている」の合計が高くなっています。一方で、20歳代では「情報が入手できておらず、わからない」が、30歳代では「どちらともいえない」がそれぞれ高くなっています。

■町の相談窓口や保健福祉サービスに関する情報の入手状況について



■町の相談窓口や保健福祉サービスに関する情報の入手状況について（クロス集計）

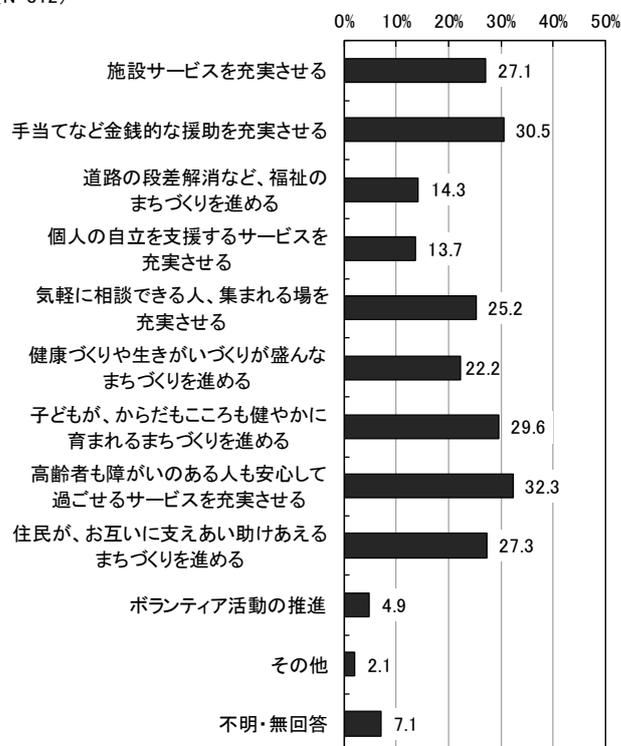
上段:件数 下段:%		合計	必要な情報を十分に入手できている	ある程度入手できている	どちらともいえない	あまり入手できていない	情報が入手できておらず、わからない	不明・無回答
全 体		812 100.0	31 3.8	255 31.4	189 23.3	175 21.6	115 14.2	47 5.8
性別	男性	334 100.0	15 4.5	110 32.9	75 22.5	71 21.3	50 15.0	13 3.9
	女性	445 100.0	15 3.4	138 31.0	109 24.5	98 22.0	59 13.3	26 5.8
年代別	20歳未満	14 100.0	-	6 42.9	2 14.3	3 21.4	3 21.4	-
	20歳代	70 100.0	-	15 21.4	15 21.4	17 24.3	22 31.4	1 1.4
	30歳代	90 100.0	1 1.1	18 20.0	27 30.0	25 27.8	17 18.9	2 2.2
	40歳代	109 100.0	4 3.7	28 25.7	27 24.8	27 24.8	18 16.5	5 4.6
	50歳代	148 100.0	4 2.7	43 29.1	40 27.0	32 21.6	22 14.9	7 4.7
	60歳代	176 100.0	11 6.3	60 34.1	45 25.6	31 17.6	15 8.5	14 8.0
	70歳以上	183 100.0	10 5.5	80 43.7	33 18.0	36 19.7	13 7.1	11 6.0

(5) 住み慣れた地域で安心して暮らすための福祉のあり方について

住み慣れた地域で安心して暮らすために大切だと思う福祉のあり方についてみると、「高齢者も障がいのある人も安心して過ごせるサービスを充実させる」が32.3%と最も高く、次いで「手当てなど金銭的な援助を充実させる」が30.5%、「子どもが、からだも心も健やかに育まれるまちづくりを進める」が29.6%となっています。

■住み慣れた地域で安心して暮らすために大切だと思う福祉のあり方について

(N=812)

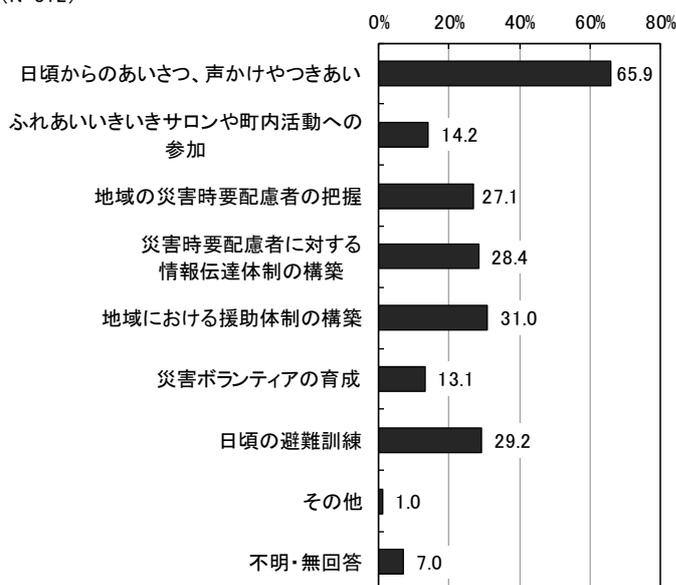


(6) 災害時における助けあいについて

災害時における助けあいを行ううえで大切だと思うことについてみると、「日頃からのあいさつ、声かけやつきあい」が65.9%と最も高く、次いで「地域における援助体制の構築」が31.0%、「日頃の避難訓練」が29.2%となっています。

■災害時における助けあいを行ううえで大切だと思うことについて

(N=812)



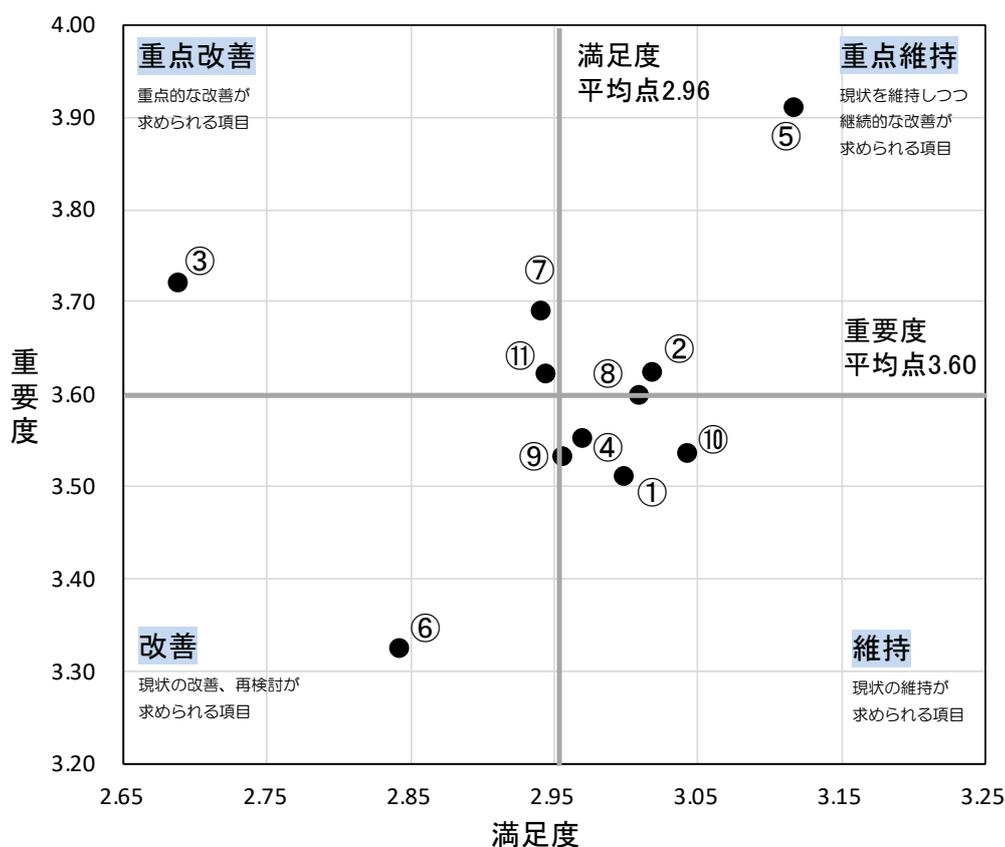
(7) 永平寺町における福祉施策の現状について

町の福祉施策の現状に対する重要度・満足度についてみると、〈⑤地域医療体制の充実〉の重要度・満足度がともに高くなっています。

重点的な改善が求められる項目は、〈③住みやすい生活環境の整備〉〈⑦児童・障がいのある人、高齢者など、当事者組織の育成・支援〉〈⑪要配慮者への早期対応の推進〉となっています。

■永平寺町における福祉施策の重要度・満足度について

(N=812)



■項目一覧

- | | |
|--------------------|-------------------------------|
| ①地域福祉意識の高揚に向けた取り組み | ⑦児童・障がいのある人、高齢者など、当事者組織の育成・支援 |
| ②地域福祉ネットワークの充実 | ⑧高齢者福祉の充実 |
| ③住みやすい生活環境の整備 | ⑨相談支援機能の充実 |
| ④人権教育・啓発の推進 | ⑩福祉サービス利用者の権利擁護の推進 |
| ⑤地域医療体制の充実 | ⑪要配慮者への早期対応の推進 |
| ⑥ボランティア・NPOの育成・支援 | |

【点数化の説明】

各施策に対する町民の評価を点数化し、満足度と重要度の2つの指標に集約することで、町民からみた施策の位置づけを示している。点数化の方法は以下の通り。

満足度：各項目について、「満足」を5点、「まあ満足」を4点、「どちらともいえない」を3点、「やや不満」を2点、「不満」を1点とした各回答の合計点を、不明・無回答を除いた回答者数で除し、平均点を算出

重要度：各項目について、「重要」を5点、「まあ重要」を4点、「どちらともいえない」を3点、「あまり重要でない」を2点、「重要でない」を1点とした各回答の合計点を、不明・無回答を除いた回答者数で除し、平均点を算出

3 意見交換会まとめ

(1) 意見交換会の概要

本計画を策定するにあたり、永平寺町で福祉の活動に携わる学生からの意見を計画策定に反映するため、座談会形式での意見交換会を実施し、とりまとめを行いました。

- 調査期間 : 令和元年 11 月
- 調査対象者 : 永平寺町社会福祉協議会で実習をしている、福井県立大学看護福祉学部の学生
- 調査方法 : 合同の座談会形式

(2) 意見交換会でよせられた意見

■情報の把握について

主な意見
○ボランティアなどに関する大学からの案内メールを確認している学生がほとんど。大学からのメールで、町の取り組みやボランティアの案内があれば、学生が情報を把握することができる。
○ホームページにアクセスして情報を入手することはハードルが高い。
○学生側は、情報を受け取る態勢ができており、拒絶するということはない。情報を学生に届けることが重要である。

■ボランティアについて

主な意見
○ボランティアに登録するということがハードルが高く、手続きも煩雑で、登録段階で引いてしまう。保険などもあるため、登録する手続きの必要性は十分わかるが、登録の手間が緩和されるだけでも、ボランティアに参加するハードルが低くなる。
○単発のボランティアや夏休みの期間限定のボランティアがあると、学生も参加しやすいと思う。
○ボランティアに関心のある学生は多く、他大学でも災害ボランティアに行っている学生がいる。
○ボランティアは学生同士の交流や学生と地域の交流の場にもなる。

■障がいについて

主な意見
○小学校での実習で障がいについて学ぶ機会をみて、子どもに対する障がい教育が大切だと感じた。障がいのある人がどんな思いを抱えているのか生の声を聞き、その後に体験するというのはよいことだと思った。
○小さい頃に、障がいのある人の生の声を聞き、体験をすることが必要。これらの経験を通じて、障がいのある人が特別な存在じゃないということを理解することが大切である。

■防災について

主な意見
○ハザードマップや被害予想図がわかりづらくて、自分事として考えられている人は少ないと思う。
○VRなどの技術をつかって、自分が暮らしている地域が被災するとどうなるかということ視覚的に体験することができれば、自分事として危機感を持つことができると思う。

■相談（相談支援包括化推進委員）について

主な意見
○どこの課に相談に行けばよいのかわからないということがハードルだと思う。相談支援包括化推進委員のような取り組みがあるとよいと思う。
○社会福祉協議会の実習でたくさんの相談先があるということを知った。自分がどこに相談に行くとよいかわかりづらいと思うので、ここに行けばよいという1つの相談先があるとよいと思う。

■これからの福祉のまちづくりについて

主な意見
○実習をする中で、地域住民のつながりが強いと感じた。今後も顔のみえる地域づくりをしていくことが大切だと思う。
○井戸端会議のように、みんなが集まれる場をつくりたい。例えば、カラオケで高齢者から子どもまでつながり、歌を通じて、世代の歌の共通しているところに気づけたり、価値観を共有したりできると思う。
○松岡福祉総合センターで児童館やサロンを別々に実施しているが、同時に実施することができれば、幅広い世代の交流につながると思う。

4 現状からみる新たな地域福祉課題への対応

課題 1 地域の「お互いさま」の低下

かつては、地域や家族同士の助けあいにより、人々の暮らしが支えられてきました。日常生活における不安や悩みを相談できる相手や、生活状況の変化を周囲が気づいて支えるという人間関係が身近にあり、子育てや介護などの現場において、地域や家族が助けあってきました。

しかし、少子高齢化による急速な人口減少、核家族化、共働き世帯の増加といった社会の変化に伴い、町民のつながりの希薄化が進み、地域の「お互いさま」が低下しています。

本町でも、ひとり暮らしの高齢者世帯、ひとり親世帯などの支援を必要とする人が増えており、地域全体で支える「地域の福祉力」の再構築が必要となっています。

課題 2 課題の複合化・複雑化

これまでの福祉サービスは、高齢者、児童、障がいのある人など、対象者ごとに公的支援制度を充実・発展させてきました。しかし、様々な分野の課題が絡みあって複雑化しており、個人や家族単位で様々な課題を抱えるなど、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対象者ごとに「縦割り」で整備された公的な支援制度のもとでは、対応が困難なケースがみられるようになってきました。

福祉分野に加え、保健・医療、権利擁護、雇用、教育、住まいなど、様々な分野にまたがった支援を必要とする人も増えてきており、多様な支援ニーズに的確に対応していくためには、個人が抱える課題に対応するだけでなく、その家族が抱える複合的な課題に対しても、包括的に支援していくことが必要となっています。

課題 3 社会的孤立・制度の狭間

町民同士のつながりが希薄化し、地域の福祉力が低下している状況においては、支援を必要とする人が自ら相談することが難しく、地域の中で孤立しているケース（引きこもりや孤立死など）が問題となっています。支援が必要であるにも関わらず、自ら支援を求めることができない人や世帯は地域から孤立し、福祉サービスにつながることができないおそれがあります。そのため、まずは当事者自身が相談や援助を求めることの重要性を理解するとともに、課題を抱えた人・世帯に対する町民の理解を深めることが重要となっています。

また軽度の認知症や精神障害が疑われ、様々な問題を抱えている一方で、公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」にあたる人への支援や、買い物・通院の際の移動手段の確保といった身近な生活課題への支援など、公的制度だけでは支援しきれない人への支援の必要性が高まっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念(めざす地域福祉の姿)

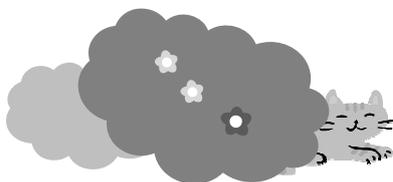
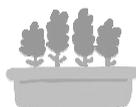
笑顔あふれる やさしいまち

ひとり暮らしの方、高齢者や若者、また障がいの有無に関わらず、誰も取り残されることなく、家庭や住み慣れた地域で、お互いに尊重しながらともに生きる地域社会を実現するためには、すべての町民が思いやりの心を持って、ともに支えあうことが大切です。

計画の推進を通して、

町民が地域での交流や日常生活の中でお互いに支えあうことで、

町で暮らすすべての人の**笑顔があふれる**
やさしいまちを実現することをめざします。



2 計画の基本目標

基本目標 1 互近助のつながり・交流が活発なまちづくり

地域福祉を推進するためには、町民同士のつながりや様々な世代、立場の人との交流による相互理解とつながりを深めることが大切です。

町民が、家族や近くの人、様々な活動の仲間、多様な立場の人と交流し、それぞれの立場を理解しあい、顔なじみのつながりを深めながら、お互いに助けあい、支えあうことができるよう、環境整備や各種活動の充実を図ります。

○私たちにできることは・・・？



町の広報紙や社協だよりから情報を知り、発信しよう！

ボランティア活動や福祉に関する講座に積極的に参加しよう！



基本目標 2 地域の福祉力強化に向けたしくみづくり

住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、健康で生きがいのある生活を送ることが大切です。

町内の誰もが、心身ともに健康で、それぞれの持つ知識や経験を活かしながら、自分らしく生活することができるよう、健康づくりや社会活動を、行政・関係団体が支援します。

高齢者、障がいのある人、引きこもり、認知症、生活困窮者など、町民からの相談は様々で複雑化しています。支援も課題も多岐にわたり、個々への対応でなく世帯全体を「丸ごと」として受け止める「地域の福祉力」を強化する必要があります。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、地域包括システムを深化・推進するとともに分野を超え、縦割りではなく、横断的に対応するしくみづくりに努めます。

○私たちにできることは・・・？



地域活動に積極的に参加しよう！

近所の人へあいさつや声かけ、困りごとの手助けをしよう！



基本目標 3 安全で安心して生活ができるまちづくり

安全・安心に暮らすことができるよう、地域の課題を総括的に受ける窓口の整備を検討するとともに、介護に取り組む家族などへの支援、認知症対策や権利擁護の推進を図ります。

また、災害などの緊急時においても安全が確保されるよう、防災対策や防犯対策などの取り組みを推進します。

○私たちにできることは・・・？



災害や支援者のことを、
町内会で話しあい、
情報の共有をしよう！

困りごと相談窓口を
教えてあげよう！



3 計画の重点項目(新たな地域福祉施策への対応)

重点項目 1 永平寺町らしい地域包括ケアシステム

超高齢社会を迎え、要介護・要支援認定者も全国で増加しており、それに伴い、家族介護、老々介護が増加しています。地方では、単身世帯、高齢者のみの夫婦が増えるなど、介助や支援を必要とする細やかなニーズへの対応が重要です。

「自分らしくいつまでも元気で暮らしたい」これは、すべての人の願いです。

介護が必要な状態になっても、自宅や介護施設などの住まいで「在宅医療」や「介護サービス」を受けることで、普段通りの生活を送ることができます。永平寺町立在宅訪問診療所を核として、地域でのサロン活動、介護予防のための健康体操、配食サービス、外出支援など生活支援体制を併せた「永平寺町らしい地域包括ケアシステム」の構築に取り組みます。

重点項目 2 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築

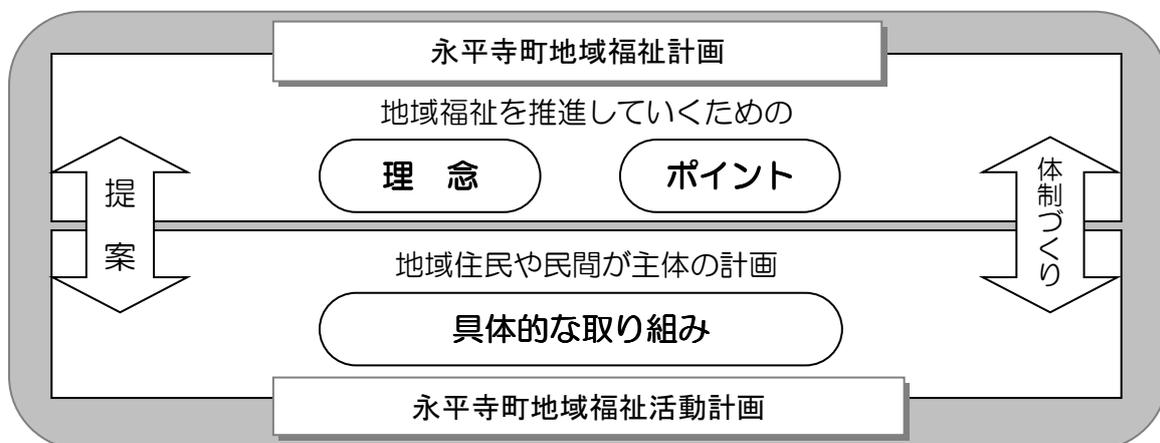
複雑で多様化する福祉課題、制度の枠に収まらない問題に対応していくためには、様々な課題に包括的に対応し、関係機関の連携のもと、総合的な支援を提供することができる体制づくりが重要です。

身近なところにおける相談窓口の充実や、地域での生活や福祉サービスに関する情報提供の充実を望む人が多く、緊急時や災害時を含め、支援を必要とする人を適切な支援に結びつけることができる体制づくりを推進します。

重点項目 3 地域福祉活動との連携による地域福祉の推進

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む人、社会福祉に関する活動を行う人などが、ともに取り組んでいくための参画と協働のあり方と手法を示す計画である「永平寺町地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉の推進に取り組みます。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携イメージ



4 計画の体系

基本
理念

笑顔あふれる やさしいまち

連携施策 第二次永平寺町総合振興計画 まちづくり基本目標2

「健康で心がふれあうやさしいまちづくり」

基本目標1 互近助のつながり・交流が活発なまちづくり

- 1 身近な福祉・知る福祉・みる福祉の充実
- 2 集まる・交流するコミュニティづくり
- 3 地域の担い手の養成と支援

基本目標2 地域の福祉力強化に向けたしくみづくり

- 1 地域情報の把握と共有
- 2 地域資源のつながりづくり
- 3 共生のしくみづくり
- 4 健康な暮らしを支えるしくみづくり

基本目標3 安全で安心して生活ができるまちづくり

- 1 防災・防犯活動の推進
- 2 相談支援体制の充実
- 3 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

第4章 施策の展開

基本目標1 互近助のつながり・交流が活発なまちづくり

1 身近な福祉・知る福祉・みる福祉の充実

施策の方向性

- ◆福祉やボランティア活動に関し、子どもたちの学びから地域住民の生涯学習までの福祉学習や体験の機会を、ボランティア活動者や障がい者団体、町社会福祉協議会、福祉の専門職などと協働して交流しやすいまちづくりを推進します。
- ◆福祉に関連した各種行事やイベント、地域の支えあい活動について、広報紙やインターネットなどを活用した情報発信を積極的に行います。

主な施策

■■施策1■■ 福祉に関する理解の推進

- ▶ 広報紙やインターネットなど既存の媒体を通じた情報発信と併せ、高齢者や障がいのある人の特性や抱えている課題に対する理解を深めるための町民向け講演会やイベントなどを開催し、広く情報を発信します。

■■施策2■■ 福祉学習・体験の機会づくりの推進

- ▶ 小・中学校の道徳学習において、高齢者や障がいのある人の特性や抱えている課題に対する理解の促進を図るための学習や交流体験に取り組みます。
- ▶ 地域や事業所に対し、福祉に関連した各種行事やイベント、地域の支えあい活動への参加促進を図り、交流が活発なまちづくりを推進します。

■■施策3■■ 地域情報の収集と活用

- ▶ 自分の住んでいる地域に対する関心の低かった町民が、少しでも地域に対する関心を高め、地域活動に取り組むきっかけになるよう、フェイスブックなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用し、最新の情報を積極的に発信します。
- ▶ 地域福祉に関わる民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、日赤奉仕団、婦人福祉協議会、人権擁護委員、福祉委員などが行う啓発活動を支援します。

2 集まる・交流するコミュニティづくり

施策の方向性

- ◆誰もが気軽に参加し、地域の幅広い年齢層の人々や様々な団体が出会い、交流できる機会づくりを支援します。また、「介護予防」や「子育て」など、地域の中で同じ課題や目的を持つ住民同士の仲間づくりを進め、世代や分野を超えた住民組織・団体へ働きかけることにより、さらなる出会いの機会につなぐとともに、町民が主体的に参加する新たな活動の運営を継続的に支援します。
- ◆気軽に立ち寄れる身近な地域での活動拠点づくりや、困りごとなども相談ができ、自分の思いをかたちにできるサロンや高齢者の運動大会をはじめとした、生きがいある、縁側のような地域の拠点づくりを支援します。

主な施策

■■施策1■■ 世代や分野を超えた交流の場づくり

- ▶ 高齢者だけではなく、子どもを含むすべての町民が積極的に地域活動に参加できるよう、地域で実施している公民館活動、松岡福祉総合センターなどで実施する各種イベントなどへの参加を促進し、福祉に対する町民の理解を深めます。
- ▶ 空き店舗・空き家など、町民が地域の活動拠点としている集まりの場などにも視野を向け、関係者に対して啓発を行い、「地域の福祉」拠点としての機能を持つことが可能であるものについては、柔軟な発想で開拓に向けて検討します。

■■施策2■■ 介護予防や交流の場づくり

- ▶ 高齢者の介護予防と自立した日常生活を支援するため、地域の実情に合わせた多様な担い手による生活支援サービスを段階的に充実させるとともに、地域と高齢者のつながりを強化し、高齢者の孤立を防ぐことで、高齢者だけでなく、高齢者の家族も安心して生活できるように支援します。

■■施策3■■ 仲間を増やす場づくり

- ▶ 高齢者や障がい者団体などのグループの活動による生きがいづくりを支援するとともに、児童館や子育て支援センター、育児相談、サロンなど、子育て世代の親子が交流する場所・機会の充実を図ります。
- ▶ 地域で開催される行事やイベントを通じ、年齢の違いや障がいの有無などに関係なく、様々な人が交流できる居場所づくりを促進します。

3 地域の担い手の養成と支援

施策の方向性

◆福祉のまちづくりに主体的に関わる人材を養成し、地域性を活かしながら福祉活動を牽引する地域リーダーの活動を支援します。さらに、町民の地域福祉活動への関心を高め実践に結びつけ、また、地域で支えを必要とする個人や世帯の課題に気づき、ともに解決に向かい寄り添うキーパーソンとして、地域福祉活動に携わる人材を養成し、継続的な活動を支援します。

主な施策

■■施策1■■ ボランティア活動者の発掘と養成

- ▶ 町民の知識や技術を活かせるように、町ボランティアセンターとの連携を強化します。また、ボランティア活動への関心を高める講座・研修を実施し、地域課題に迅速に対応できる体制づくりを行います。
- ▶ 障がい者スポーツなどを通じて、子どもたちをはじめ、地域の様々な人がボランティア活動に取り組めるように活動機会の創出に努めます。
- ▶ 高齢者、障がいのある人、子育て世帯、生活困窮者などの福祉的支援を必要とする方を正しく理解し、社会や地域に貢献する意識を高める研修・講座などを実施することで、福祉課題を解決する地域福祉の担い手となるボランティアの養成を図ります。

■■施策2■■ 地域の担い手の養成と支援

- ▶ ボランティア、学生、団体に対し、地域の福祉ニーズを知る機会を提供するとともに、解決に向けた手法などについて考え、学ぶための研修や講座などを実施し、支援体制の整備を図ります。

■■施策3■■ 福祉・人権教育の推進

- ▶ 児童・生徒の人権に対する理解を高めるため、学校での人権教育・教職員の研修の充実を図ります。
- ▶ 各分野で連携する大学の専門知識・研究機能を地域の福祉課題の解決に活かすとともに、地域福祉に取り組む人材の養成、また、質の高い幼児教育・保育環境整備、子育て支援を推進します。

基本目標2 地域の福祉力強化に向けたしくみづくり

1 地域情報の把握と共有

施策の方向性

- ◆積極的に地域に出向き、地域情報を把握するとともに、地域住民及び関係機関・団体とその情報の共有に取り組みます。
- ◆町社会福祉協議会の小地域福祉委員会におけるブロック単位の研修会などで、個別の課題からみえてくる地域に共通する課題などの情報を共有するとともに、身近な地域での課題解決に取り組みます。

主な施策

■■施策1■■ アウトリーチ機能の強化

- ▶ 町民のニーズを把握するため、保健センターや町社会福祉協議会などが実施する、健康相談・住民座談会などへ、行政の積極的な参加を進め、地域情報を把握するとともに、それぞれの地域、あるいは個々の町民にあった福祉サービスの提供に努めます。

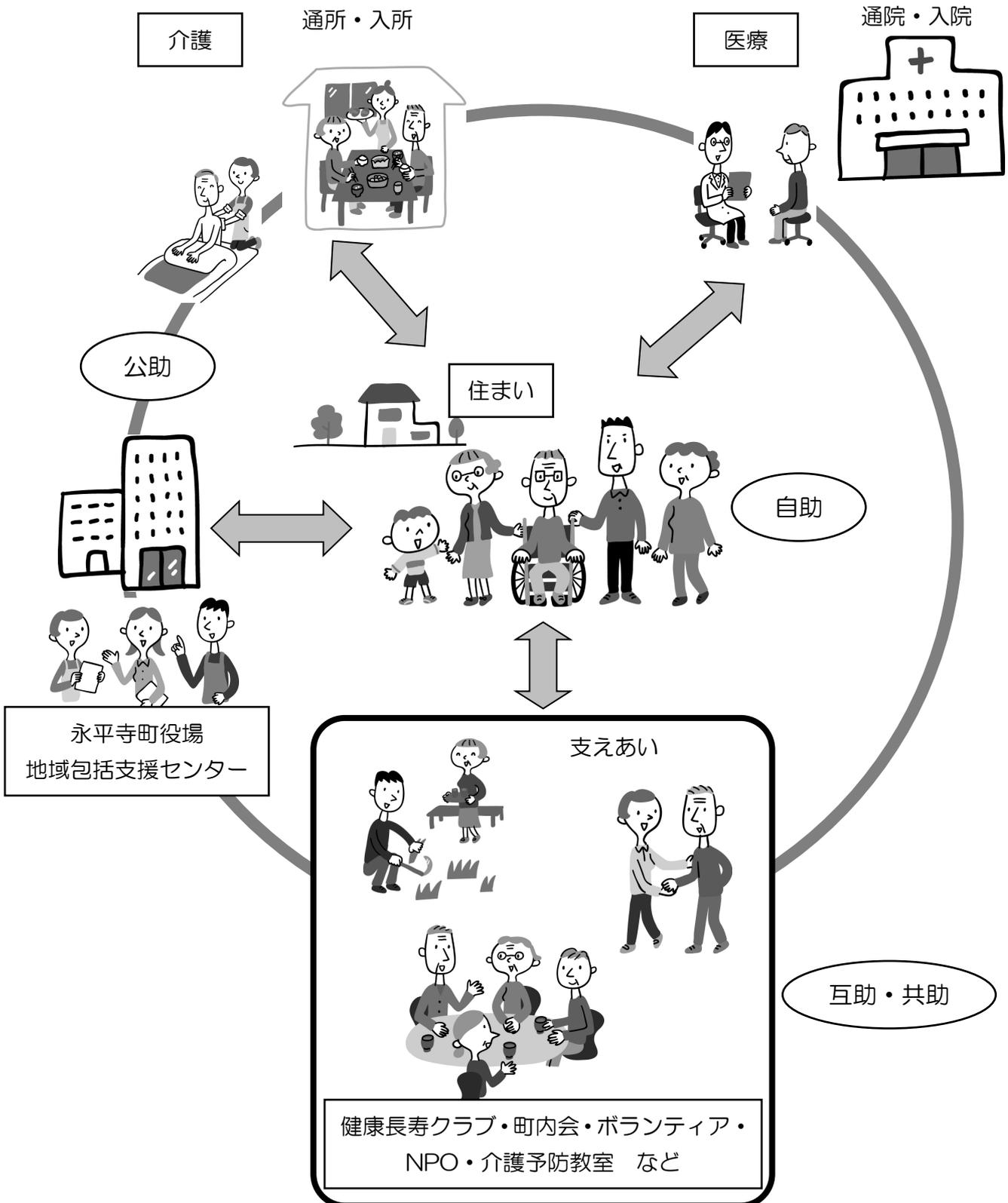
■■施策2■■ 地域課題や社会資源を共有するしくみづくり

- ▶ 地域の課題や社会資源をつなぐ要として町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民を主体としたボランティアが活躍できる環境づくりを行うことで、地域包括ケアシステムによるまちづくりを推進します。
- ▶ 地域の福祉課題の解決に向け、多職種の関係団体の協働を充実するとともに、町社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」と連携して、地域福祉の推進に努めます。

■永平寺町地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、どこに住んでいても、必要なサービスを受けることができる地域づくりのことです。

永平寺町地域包括ケアシステムを推進し、持続可能な地域共生社会をつくっていくためには、医療や介護の専門職の力だけではなく、「お互いさま」の支えあいの「地域の福祉力」が不可欠です。



2 地域資源のつながりづくり

施策の方向性

◆複合化・複雑化する生活課題に対応できるよう、住民組織や事業者、専門機関や福祉以外の分野を含む様々な関係機関のネットワークの構築を図り、「地域の福祉力」の強化を図ります。

主な施策

■■施策1■■ 地域資源のネットワークの拡充

- ▶ 町社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、警察、弁護士、司法書士、児童相談所などの専門機関、地域包括支援センターなどとの連携・協働を充実することで、地域のニーズを総合的に受け止め、迅速かつ適正に支援ができる相談支援体制を推進します。
- ▶ 町内会や自主防災組織、小地域福祉委員会など、地域で活動する様々な分野の団体、組織を横断した情報共有のネットワーク化を進めます。

■■施策2■■ 生活困窮者の自立に向けた生活支援の推進

- ▶ 県、関係自治体、ハローワークで構成する生活支援就労自立促進事業協議会のネットワークを活用して、生活困窮者の多様なニーズに答えられるよう、生活に関わる様々な分野（就労、生活支援など）の関係機関と連携の強化を図ります。



3 共生のしくみづくり

施策の方向性

- ◆様々な地域生活課題を抱える個人やその世帯を早期に把握し、地域で相談・支援を行う体制や、分野を超えた支援のしくみづくりに取り組みます。
- ◆障がいのある人が地域で自立し、安定した生活を送るためには、障がいがあっても働ける場を増やす必要があるほか、障がいのある人が円滑に就労できるよう就労移行支援を推進します。また、「障害のある人もない人も幸せに暮らせる福井県共生社会条例」や「福井県地域福祉支援計画」と連携を図り、多様化する障がいのある人のニーズへの対応や、専門性を備えた相談窓口の創設など、事業者や関係機関などとの連携を図ります。

主な施策

■■施策1■■ 地域における見守り活動の充実

- ▶ 民生委員・児童委員、福祉関係機関、事業者との協働により、高齢者や気がかりな方々への見守りや、学校関係者、町民、警察関係者などによる子どもの見守りを継続します。また、協働による見守り体制づくりの必要性について、行政と町民、関係団体などの間で認識を共有し、支えあう見守り体制を強化します。

■■施策2■■ 自殺予防や虐待防止などの取り組みの推進

- ▶ 自殺を個人の問題ではなく、社会全体の問題として捉え、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、高齢者、障がいのある人に対する虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の未然防止、早期発見・対応に取り組みます。
- ▶ 子どもの虐待の恐れや気がかりな様子がある家庭には、保健師や保育士、家庭相談員などが訪問し、虐待の未然防止を図るとともに、県総合福祉相談所などの関係機関と連携し、虐待防止に取り組みます。

■■施策3■■ 地域における支えあい活動の充実

- ▶ 認知症対策が、国を挙げて対応すべき課題となっています。町民が住み慣れた地域で、尊厳を持って暮らせるよう、幅広い世代に対して認知症の正しい知識や情報の啓発を継続して行い、地域での見守りを進めるとともに、早期に支援できるよう、支えあい体制の充実・強化に努めます。

■■施策4■■ 障がいのある人の就労支援・社会参加支援の充実

- ▶ 障がいのある人が、能力や特性に応じた就労機会を得ながら自立して暮らすことができるよう、関係機関、福祉事業者と協力し、就労情報の提供やグループホームの運営支援、事業所に対する雇用支援を行い、地域の多様な主体と連携しながら、障がいのある人の就労や社会参加の支援を強化します。これらの支援を通じ、障がいのある人もない人もともに暮らしながら安心して暮らせる「地域共生社会」の実現をめざします。



4 健康な暮らしを支えるしくみづくり

施策の方向性

- ◆町民が住み慣れた家庭や地域で生活を送ることができるよう、在宅医療やリハビリステーションを提供できる医療機関・介護サービス事業者・訪問看護ステーションなどとの連携のしくみづくりを進めます。
- ◆すべての町民が、生涯にわたって元気で健康な暮らしを送ることができるよう、心身の健康づくりを促進します。

主な施策

■■施策1■■ 地域医療体制の充実

- ▶ 町立在宅訪問診療所をはじめ、医療機関や関係機関との連携を図りながら、在宅医療の充実、周産期医療体制や緩和ケアの支援など、安心して医療を受けられる体制づくりを進めます。
- ▶ 病院・診療所・歯科診療所・介護事業所・薬局などの関係機関の情報の相互交換により、医療・保健・福祉の連携を強化します。
- ▶ 地域ケア会議において、地域の課題の把握、事例検討、個別課題の解決などを通じて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。

■■施策2■■ 心身の健康づくりの促進

- ▶ 健康づくりを通じた個人の生活の質の向上や自己実現をめざして策定した「第2次永平寺町保健計画」に基づき、町民一人ひとりの健康づくりの取り組みを推進します。
- ▶ 地域の様々な団体、組織と行政などの協働による地域の健康づくりを推進します。



基本目標3 安全で安心して生活ができるまちづくり

1 防災・防犯活動の推進

施策の方向性

- ◆町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、自主防災組織などによる地域の見守り機能を強化することで、生活課題への早期対応を図るとともに、年齢の違いや障がいの有無、制度や分野にとらわれることなく、日常生活や災害などの非常時に誰もが役割を持ちながら助けあい、安心して暮らせるまちづくりを推進します。
- ◆あいさつを通して、地域の顔見知りを増やしていくほか、防犯や交通安全のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加を促します。

主な施策

■■施策1■■ 災害時の避難行動及び被災者支援への体制整備

- ▶ 避難行動要支援者の把握や情報の共有など、多様な地域関係者の連携の充実を図ります。
- ▶ 災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、被災者の生活に寄り添った支援を充実するため、ボランティアスタッフを養成します。

■■施策2■■ 交通安全対策・交通安全施設の充実

- ▶ 「町民一人ひとりが事故に遭わない・起こさない」という交通安全意識の普及・啓発活動を行い、町民の交通マナーとモラルの向上を促すとともに、行政と協力団体の連携のさらなる強化、交通安全施設の整備を推進します。

■■施策3■■ 地域における防犯活動の充実

- ▶ 犯罪・消費者トラブル・青少年犯罪などの未然防止を図るため、犯罪情報の提供や関係機関・団体や地域との連携、防犯灯などの防犯施設の整備を図ります。
- ▶ 高齢者などに対する悪徳商法や子どもが巻き込まれる事件を防止するため、関係機関とともに防犯に関わる啓発や情報提供に努めます。

2 相談支援体制の充実

施策の方向性

◆地域で支援を必要とする人が孤立しないよう、困りごとを抱える人の課題を的確に把握し、必要な支援につなげていくため、相談機関のさらなる充実を図り、複数の課題や制度の挟間となる課題についても対応のできる、総合的な相談体制の充実を図ります。

主な施策

■■施策1■■ 相談支援包括化推進委員の導入の検討

- ▶ 地域で生活するうえで、どこに相談すればよいかわからない困りごとなど、地域の課題を総括的に受ける窓口となる相談支援包括化推進委員の導入を検討します。

■■施策2■■ 包括的な相談支援体制の充実

- ▶ 高齢者や障がいのある人、生活困窮者などの各相談窓口において、関係機関と連携し、適切な支援や情報提供を行うとともに、専門職の配置と必要な支援に努めます。また、相談に対応する行政職員（窓口・教育施設・福祉施設など）に対し、研修機会を設け、技能向上を図ります。
- ▶ 地域包括支援センターや障がい者自立支援協議会など、各分野の専門機関について、機能の充実・強化を図り、複雑化する生活課題を一体的に受ける体制づくりを進めます。
- ▶ 子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らすことができるよう、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、健康増進などの各計画に基づく福祉サービスの提供体制を充実させます。

■■施策3■■ 権利擁護のための支援の充実

- ▶ 権利擁護に関する成年後見制度などの普及・啓発及び相談支援体制の充実を図ります。
- ▶ 判断能力が十分ではない人が地域で適切なサービスが受けられるよう、権利擁護に関する相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなど利用者に配慮した支援を継続します。また、施設や在宅サービスを利用する際、契約締結などの法律行為が困難な場合には、成年後見制度を円滑に利用できるよう、関係機関への手続きの支援をします。

3 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

施策の方向性

◆これまで「福井県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づき、公共施設などのバリアフリー化を進めてきました。多様化する社会へ対応し、高齢者や障がいのある人をはじめ、あらゆる人が安心して生活していくために、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした福祉のまちづくりの推進に向けた取り組みを推進します。

主な施策

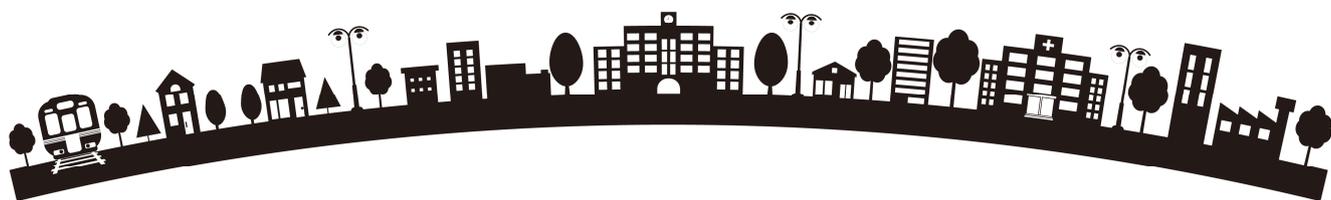
■■施策1■■ バリアフリー化及びユニバーサルデザインの推進

- ▶ 障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての町民が公共施設などを安心して利用することができるよう、公共建築物などはもちろんのこと、民間の建築物や公共機関についても、事業者の理解と協力を得ながらバリアフリー化に努めるとともに、ユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組みます。



視覚障害者誘導用ブロック、段差を解消するためのスロープ、傾斜があるところの手すりなど、すべての町民が暮らしやすいまちづくり、利用しやすい施設の整備に向けた取り組みを推進します。

笑顔あふれる



第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進にあたって

本計画を推進し、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らすためには、行政だけの取り組みでは不十分であり、町民と行政の協働が不可欠です。

また、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズに対応するためには、その地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人、福祉事業者などの取り組みも重要です。

本計画の推進にあたっては、地域福祉を担うそれぞれの主体が、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

主体	期待される役割
町民	「地域福祉の主役」 地域福祉を担う主役として、日頃から助けあいや支えあいの活動を行う。
地域	「地域福祉活動の実践者」 地区や民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO 法人などにおいて、地域全体で福祉活動を展開する。
福祉事業者・団体	「専門的な福祉サービスの提供」 専門機能を活かしつつ、地域団体などと連携した福祉サービスを提供する。 福祉事業者などの関係者は、専門職としての視点で地域福祉の支援を行う。
町社会福祉協議会	「地域福祉のコーディネート」 地域団体の連携をコーディネートし、地域福祉活動を推進する。
行政	「地域福祉・地域包括ケアの体制づくり」 これまでの福祉分野のみならず、保健、医療、就労などの様々な分野にまたがった、新たな地域福祉を展開しやすいしくみや体制づくりを行う。

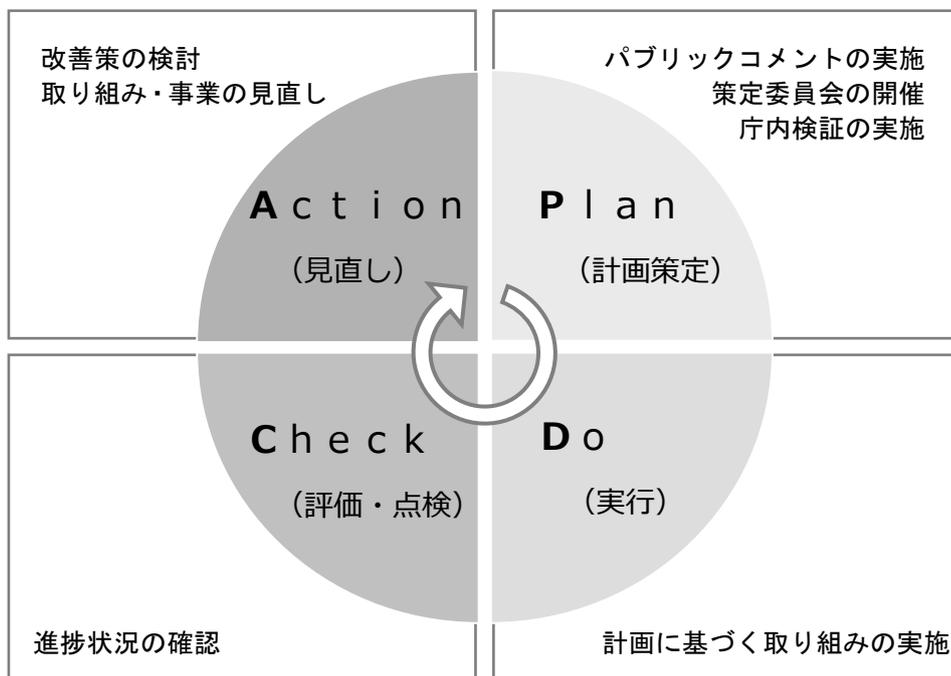
2 計画の評価・検証について

計画の評価・見直しについては、PDCA サイクルに基づいて実施することで、計画の着実な推進を図ります。

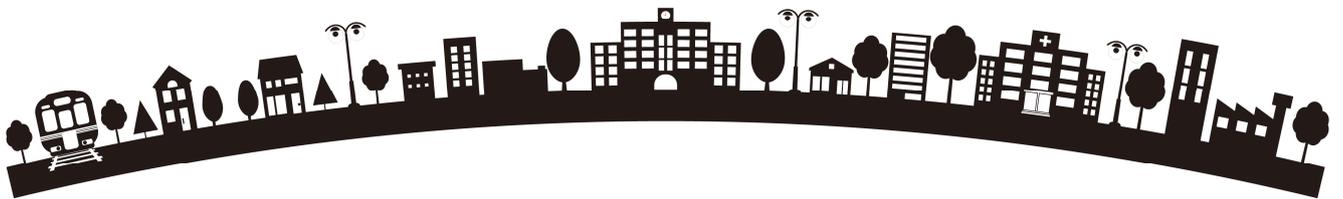
本計画の着実な推進のため、関係各課の相互の連携・調整を図り、全庁的な体制のもと、計画の進捗状況の把握・点検、進行管理、評価・見直しに努めます。

本計画では、地域福祉計画策定委員会により計画を策定し、その計画に基づき、町民、地域の団体・機関、行政などが協働して地域福祉の推進に向けた様々な活動を実施していきます。

■PDCA サイクルに基づく計画推進のイメージ



笑顔あふれる やさしいまち



資料編

1 永平寺町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107号に規定する地域福祉計画を策定するため、永平寺町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について協議する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関する調査、研究に関すること。
- (2) 計画案の策定に関すること。
- (3) その他計画案の策定に関し、町長が必要と認める事項。

(委 員)

第3条 委員会は、委員12名以内で組織し、次に掲げる者の内から町長が委嘱する。

- (1) 地域福祉に優れた識見を有する者
 - (2) 各種団体等の代表者、その他町長が適当と認める者
- 2 委員会に会長及び副会長を置く。
 - 3 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
 - 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 6 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、第3条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(報 告)

第5条 会長は、委員会の任務が完了したときは、その成果をすみやかに町長に報告するものとする。

(事務局)

第6条 この委員会の庶務は、永平寺町福祉保健課において処理するものとする。

(その他)

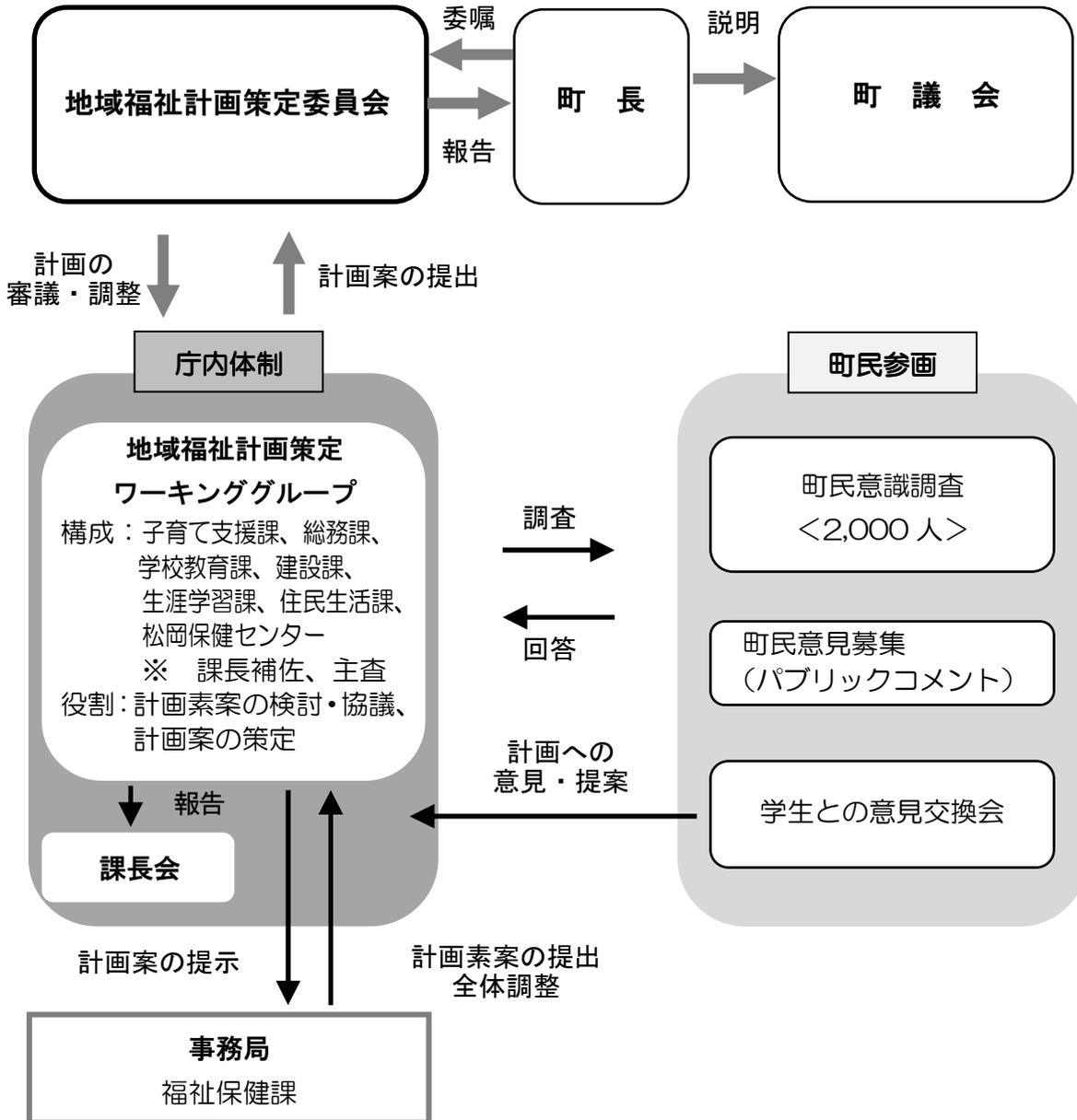
この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月6日から施行する。

2 計画の策定体制

第3次永平寺町地域福祉計画等策定体制



3 永平寺町地域福祉計画策定委員会名簿

令和元年8月計画策定時現在

(順不同・敬称略)

名称等	役職等	氏名	分野
永平寺町立在宅訪問診療所	所長	楠川 加津子	学識（医師）
福井県福井健康福祉センター 福祉課	課長	寸田 勝浩	関係行政機関
町議会 教育民生常任委員会	委員長	上田 誠	議会代表
永平寺町社会福祉協議会	事務局長	小林 政広	社会福祉団体 （会長）
永平寺町健康長寿クラブ連合会	会長	和田 高枝	高齢者代表
永平寺町民生委員・児童委員 協議会	会長	砂村 洋子	福祉・児童の地域 支援員
福祉施設・事業所	(株)EMORI 代表取締役	江守 浩一	グループホーム りんごの木
永平寺町ボランティアセンター 運営委員会	委員長	吉田 謙治	社会福祉法人 げんきの家 （副会長）
町民代表		山田 寛子	一般代表

4 策定経過

年	月日	経緯
平成31年 (2019年)	4月11日	第1回 永平寺町地域福祉計画策定ワーキンググループ会議 (担当者代表者会議)
令和元年 (2019年)	8月21日	第1回 永平寺町地域福祉計画策定委員会
	9月24日～ 10月7日	福祉・健康のまちづくりに関するアンケート調査の実施
	11月11日	学生との意見交換会
	11月18日	第2回 永平寺町地域福祉計画策定ワーキンググループ会議
	11月21日	町社会福祉協議会との意見交換会
	12月11日	第2回 永平寺町地域福祉計画策定委員会
令和2年 (2020年)	1月14日～ 1月27日	パブリックコメントの実施
	2月7日	第3回 永平寺町地域福祉計画策定ワーキンググループ会議
	2月10日	第3回 永平寺町地域福祉計画策定委員会
	3月17日	課長会議
	3月17日	町長へ報告

5 用語解説

あ行

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない人に対し、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう働きかける取り組み。

SNS（エスエヌエス）

「Social-Networking-Service」の略で、インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのこと。

NPO（エヌ・ピー・オー）法人（特定非営利活動法人）

「Non-Profit-Organization」の略で、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人のこと。不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的に活動を行う法人であり、設立するには所轄庁に申請書を提出し、認証を受ける必要がある。

か行

協働

町民、企業、行政などの立場の異なる組織や人同士が対等な関係のもと、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組みのこと。

権利擁護

自らの権利や福祉のニーズを表明することが困難な高齢者や障がいのある人などに代わって、援助者などが代理として権利やニーズの獲得などの支援を行うこと。

コミュニティ

共同体、共同社会のこと。本計画では、日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会をコミュニティとしている。

さ行

自主防災組織

「自分たちの地域は自分で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉に係る事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律のこと。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

成年後見制度

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の財産などを守り、また、日常生活において、主体性がよりよく実現されるように財産管理や日常生活上の援助をする制度のこと（後見・保佐・補助の三類型に分類される）。裁判所の審判による「法定後見」（民法に基づく）と、本人の判断能力が十分な内に候補者と契約をしておく「任意後見」（民法特別法に基づく）がある。

相談支援包括化推進委員

複合化・複雑化した課題に的確に対応するため、制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートする者のこと。

た行

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「まるごと」つながることで、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

地域ケア会議

支援が必要な高齢者や障がいのある人などに対する支援の充実と、それを支える地域づくりとを同時に進めていくため、医療や介護などの多職種が協働して個別ケースのケアマネジメント支援を作成する実務者会議のこと。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となったとしても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく体制と手法のこと。国は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年までに構築することをめざしている。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成など、様々な支援を行う機関のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力が含まれる。

な行

認知症

加齢によるもの忘れではなく、様々な原因で記憶や判断力などの障がいが起こる脳の病気のこと。

は行

バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすること。

PDCA サイクル

計画（Plan）をつくり、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、外国人などの要配慮者の内、自力で避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。

ボランティアセンター

ボランティアに関する人材の区政や住民活動団体などの活動に関する相談対応、活動の場の拠点となる施設のこと。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員のこと。住人の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉の推進に努める。また、児童福祉法の児童委員を兼ねる。

や行

要介護認定

介護保険サービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果などに基づき認定する。介護の必要度（要介護度）は「要支援1～2」「要介護1～5」に分かれる。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力の違い、障がいの有無などに関わらず、はじめからすべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかうとする考え方。

ら行

リハビリテーション

障がいのある人や事故・疾病などで後遺症が残った人を対象に、身体的、心理的、職業的、社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助のこと。

第3次永平寺町地域福祉計画

発行者：永平寺町（編集：福祉保健課）

〒910-1192 福井県吉田郡永平寺町松岡春日1丁目4番地

TEL 0776-61-1111(代)

FAX 0776-61-3464(代)

URL：<http://www.town.eiheiji.lg.jp/>

e-mail：fukushi@town.eiheiji.fukui.jp

発行年月：令和2年3月

